

**令和元年度**  
**大分県自立支援協議会**

**日時**：令和元年8月1日（木）10：00～11：30  
**場所**：大分県庁舎別館 84会議室

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 目 次

議題 1	大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について	1
	市町村自立支援協議会の取組	2
	大分県自立支援協議会の取組	7
	アドバイザー派遣事業	12
議題 2	地域生活支援拠点等整備について	15
	地域生活支援拠点等（行政説明）	16
	昨年度の取組	21
	今年度の取組	24
議題 3	障がい福祉関係新規事業について	25
	親なきあと支援体制構築事業	26
	医療的ケア児支援体制構築事業	28
	I C Tの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	29
	障がい者芸術推進体制整備事業	30
議題 4	自由討論	31
議題 5	その他	33
	地域移行支援・地域定着支援の利用実績(H30年度)	34

【別冊】 地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

## 議題 1

# 大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について

市町村自立支援協議会の取組

大分県自立支援協議会の取組

アドバイザー派遣事業

## 平成30年度市町村自立支援協議会の主な新規取組・成果

- 全 体 地域生活支援拠点等整備について
- 大分市 竹町ギャラリー竹町ドーム広場にて啓発活動 【差別解消推進部会】
- 別府市 就労継続支援施設等のマップ及び各施設情報を作成・HP掲載【就労支援部会】  
障がい種別配慮マニュアルの作成、バリアフリー調査【当事者部会】
- 中津市 当事者が集まる場づくり「中茶会」の開催【地域生活支援部会】  
福祉事業所向けセミナーの開催で、職員間の連携を図り、職員の思いや課題を共有。スキルアップセミナー(ATMの使い方、市役所での手続方法)【就労支援部会】
- 日田市 農福連携をふまえた施設外就労の検討。各就労事業所での送迎エリア調査の実施【就労・移送部会】  
緊急時の短期入所施設について【住むこと部会】  
災害時の「安否確認対象者一覧」作成【防災部会(新規)】
- 佐伯市 リーフレット「子育てに悩んでいませんか」作成【こども支援部会】  
余暇活動の場「集いの場」リスト作成【地域生活支援部会】  
県・他市町村の障がい者差別解消条例の内容及び条例制定による影響などの調査・研究【権利擁護・虐待防止部会】
- 臼杵市 「自立支援プログラム」パンフレット完成、配布【就労部会】  
発達障がいへの理解を広げることを目的とした冊子作成、配布【児童部会】  
「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる臼杵市づくり条例」策定講演会開催
- 津久見市 自立支援プログラム作成【就労支援部会】
- 竹田市 共同受注に関する先進地視察【就労支援部会】  
災害時のこころのケアについての講義  
障がい者の移送・移動支援についての合同研修会やアンケート調査実施
- 豊後高田市 障がい者に対する独自支援についての調査【全体会】  
体験型(施設見学)の地域移行研修会を開催し、地域移行をイメージしてもらうことができた
- 宇佐市 体験交流促進事業「あそぼ～や」の実施【療育・教育支援部会】  
報酬改定等による福祉的就労の課題検討【就労支援部会】  
ピアの活用に向けた検討、島根県先進地視察、生活保護受給者退院促進【精神保健福祉部会】  
特定相談支援事業所の指定要件の緩和を協議し改正【課題抽出会議】
- 豊後大野市 親なきあと学習会、子育て世代包括支援センター学習会【児童部会】  
部会の見直し、再編
- 由布市 農業と福祉の連携について協議【しごと支援部会】  
災害時の支援【くらし支援部会】
- 国東市 障がい者の災害時の緊急避難の対応【定例会】
- 日出町 障がい者雇用に積極的な企業を講師に招き講演会開催【就労支援部会】
- 玖珠郡 広報誌掲載方法について協議【広報部会】

## 市町村自立支援協議会の課題等

(令和元年5月調査)

- 全体 地域生活支援拠点等整備について
- 大分市 新規事業者への周知が必要【就労支援部会・生活支援部会・子ども部会】
- 別府市 バリアフリー調査によるハード面での改善【当事者部会】
- 中津市 災害時における支援体制【地域生活支援部会】  
就職面接会ワーキングの実施(新規)【就労支援部会】  
地域生活支援拠点ワーキングの新設
- 日田市 地域の課題、市の課題について、解決に向けて協議する運営方法の検討が必要【全体会・定例会・事務局会議】  
農作業に適した時間と事業所の開所時間にずれがあり検討が必要。施設外と内での職員配置における人手不足。【就労・移送部会】  
宅建協会、大家及び不動産屋に協力・理解を求める必要がある。強度行動障がい児者の緊急時の短期入所は、施設側が受け入れ困難という現状のため、今後、事業所との協議や調整が必要。【住むこと部会】
- 佐伯市 障がい分野により特化した内容のパンフレットの作成が必要【子ども支援部会】  
防災意識を高めるための研修を行うことが必要【地域生活支援部会】
- 臼杵市 防災をテーマにした内容のフォーラムの開催を計画中  
防災対策等各部会の共通話題での講演会及びグループ討議を開催
- 竹田市 地域生活支援拠点等整備についての必要性の理解が深まらない【全体会】  
通勤手段の確保が困難【就労支援部会】  
市内の資源不足【地域生活支援部会】
- 豊後高田市 市の独自条例制定に向けた検討(コミュニケーション条例)
- 杵築市 子育て・障がい・生活困窮が絡んだ世帯の事案もあり、解決に向けた方策を導き出すことは大変困難であるため、多職種連携が必要【地域ケア会議】
- 宇佐市 報酬改定等による課題把握を継続実施し、課題の集約を図る【就労支援部会】  
協議会組織の見直し【運営会議】
- 豊後大野市 専門部会や事務局会議等の活性化が必要。  
専門部会等の自立支援協議会の体制や運営方法についての改善。  
地域移行分科会を新設。  
地域で不足するサービスの確保策【全体会】  
課題を抽出し議論する部会に発展させる必要がある【在宅・当事者部会】
- 由布市 協議会本会委員の人選ができず、本会が未開催  
農業と福祉の連携の可能性、実現のあり方の検討【しごと支援部会】  
災害時における支援体制やその手法の検討・共有の必要【くらし支援部会】
- 国東市 訪問入浴ができる事業所が少ない。ヘルパーの不足。【全体会】  
災害時に具体的な個別の支援ができていない。災害時に事業所と繋がっていない障がい者への連絡の課題。【定例会】  
運営の仕方について原点へ返って再考【事務局会議】
- 日出町 親なきあと等の問題、地域生活への移行の推進【地域生活支援部会】
- 玖珠郡 災害に関する課題【地域生活支援部会】

# 平成30年度 市町村自立支援協議会の開催回数

(H31. 3. 31現在)

市町村名	東 部					中 部				南 部		豊 肥			西 部			北 部		
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市		
全体会	4	2	1		3	2	3	2	0	2	2	2	5	2		2	1	2		
定例会	12	12	4		12					2	12		6	3				2		
事務局 会議	16		12		3		6	1	12	3	12	6	12	4		12		6		
専門 部会	48	0	42		5	7	37	24	10	46	12	29	35	6	19	7	30			
その他		12					2		10		7	3				2	1			

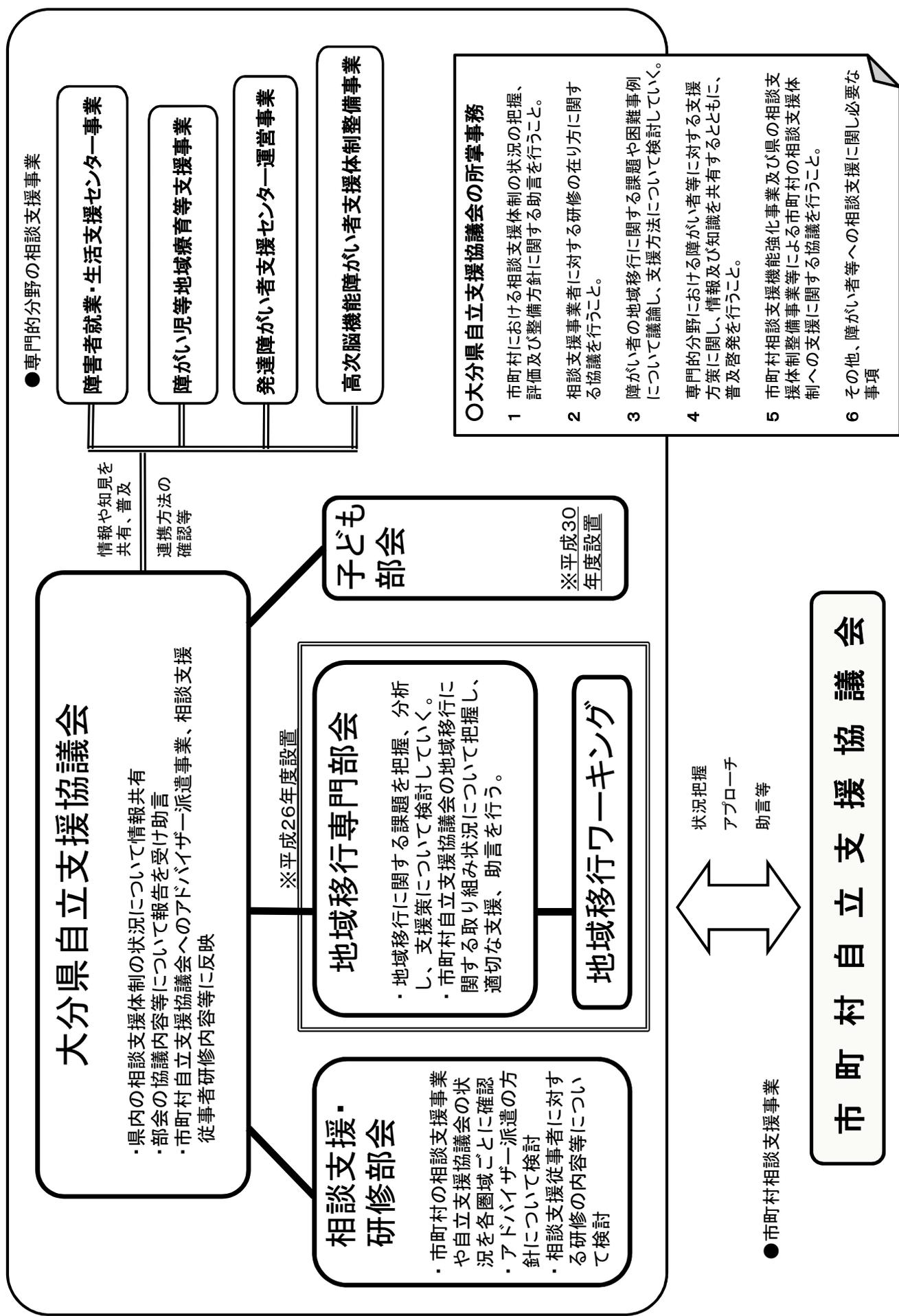
# 2019年度市町村自立支援協議会 専門部会の状況

(H31.4.1現在)

	東 部						中 部				南 部		豊 肥			西 部			北 部		
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市			
相 談			相談窓口 部会			相談支援 部会	相談支援 部会	新 相談支援 部会	サービス 等利用計 画部会		相談支援 部会	相談支援 部会	相談部会		相談支援 部会		相談支援 部会				
就 労	就労支援 部会	就労支援 部会	就労支援 部会		H30～ 就労支援 部会	就労支援 部会	就労部会	しごと支 援部会	就労支援 部会	就労支援 部会	就労支援 部会	新 就労支援 部会	就労・移 送部会		就労支援 部会	就労支援 部会	就労支援 部会				
こ ども	子ども支 援部会	子ども 支援部会				子ども 部会	児童部会	子ども支 援部会	こども支 援部会	児童部会	児童支援 部会	再編 児童支援 部会	子ども部 会		子ども 部会	子ども 部会	療育・教 育 支援部会				
地 域 生 活	地域生活 支援部会	生活支援 部会	地域生活 支援部会		H30～ 地域生活 支援部会	地域生活 部会	H30～ 地域生活 部会	くらし支 援部会	地域生活 支援部会	地域生活 支援部会	生活支援 部会	新 生活支援 部会	住むこと 部会	地域生活 支援部会	地域生活 支援部会	地域生活 支援部会	地域生活 支援部会				
そ の 他	当事者 部会		地域移行 支援部会			差別解消 推進部会	H30～ 地域環境 部会		権利擁護 ・虐待防 止部会		施設部会 (事業所 連絡協議 会)	H30～ 防災部会	広報部会				H30廃止 課題抽出 会議				
											新 地域移行 分科会					H30～ 条例部会	精神保健 福祉部会				



# 大分県自立支援協議会の体制図



# 平成30年度大分県自立支援協議会開催状況等について

## ■平成30年度市町村自立支援協議会担当者会議（H30. 5. 29）

- （1）自立支援協議会の開催状況等について（大分県・各市町村）
  - ・平成29年度自立支援協議会、各部会の開催状況及び取組
  - ・平成30年度自立支援協議会、各部会の計画
- （2）大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業について
- （3）地域生活支援拠点等整備について
  - ・地域生活支援拠点等整備の概要、ブロック会議（厚生労働省共催）
  - ・市町村の取組事例（大分市、別府市）
- （4）「全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」について

## ■大分県自立支援協議会（H30. 6. 27）

- （1）大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について
  - ・市町村自立支援協議会の取組
  - ・大分県自立支援協議会の取組
  - ・相談支援・研修部会、地域移行専門部会の取組
  - ・地域移行ワーキングの取組
- （2）大分県障がい者基本計画及び大分県障がい福祉計画について
  - ・大分県障がい者基本計画（第5期）の策定
  - ・大分県障がい福祉計画（第5期）の概要
  - ・自由討論
- （3）「全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」について

## ■第1回相談支援・研修部会（H30. 8. 29）

- （1）地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための県会議（厚生労働省共催）の開催について
- （2）圏域会議の開催について
- （3）その他
  - ・大分県自立支援協議会の委員改選（任期H30.9.30）について

## ■第2回相談支援・研修部会（H31. 3. 13）

- （1）平成30年度の活動報告について
  - ・アドバイザー派遣事業の実施状況
  - ・圏域会議の実施状況 等
- （2）来年度の取組等について
  - ・アドバイザー派遣事業等
  - ・大分県サービス管理責任者等研修事業者の指定 等
- （3）その他報告事項
  - ・来年度の年間スケジュールについて

---

### ■第1回地域移行専門部会（H30. 7. 30）

- （1）平成29年度の協議内容の報告と今後の取組方針について
- （2）精神障がい者地域移行ワーキングの取組の報告と今後の取組方針について
- （3）大分県障がい福祉計画（第4期）の平成29年度実績報告について
- （4）「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について
- （5）大分県居住支援協議会の動向について
- （6）自由討議

### ■第2回地域移行専門部会（H31. 3. 18）

- （1）平成30年度の活動報告について
  - ・精神障がい者地域移行ワーキングの取組
  - ・アドバイザー派遣事業の実施状況
- （2）来年度の取組等について
  - ・精神障がい者地域移行・地域定着体制整備事業
  - ・アドバイザー派遣事業
- （3）地域生活支援拠点等整備について
- （4）その他報告事項
  - ・来年度の年間スケジュールについて
  - ・「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について

---

### ■子ども部会（H31. 3. 28）

- （1）部会の創設について

---

### ■精神障がい者地域移行ワーキング（H29. 7. 27）

- （1）開催回数：年5回（6/25、8/3、9/26、1/30、3/26）開催
- （2）成果
  - ① 「大分県精神障がい者ピアサポーター」をワーキングメンバーからの推薦により募集を行い、養成研修と面接の結果、3名を登録した。
  - ② 「退院後支援」の取組が開始されたこともあり、医療・地域の連携を深めるため、医療従事者、地域援助事業者、行政（保健所、市町村）を対象として研修を開催。  
大分県精神科病院協会の協力も得て、管理者向け1回、実務者向け2回の計3回実施。  
内容：「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する動向と事例紹介等
  - ③ 居住の場の確保に関するアンケート調査実施。  
居住支援協議会とも連携し、課題を共有し、翌年度以降の取組を検討するための準備を行った。

# 令和元年度 大分県自立支援協議会開催計画について

## ■大分県自立支援協議会

- 大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について
- 地域生活支援拠点等整備促進について
  - ・市町村訪問について
  - ・アドバイザー派遣事業について
- 新規事業「親なきあと支援体制構築事業」について
- 大分県障がい福祉計画（第5期）の平成30年度の取組について

## ■相談支援・研修部会

- 地域生活支援拠点等整備促進について
  - ・市町村訪問について（アドバイザー派遣事業を活用）
- 新規事業「親なきあと支援体制構築事業」について
  - ・「親なきあと相談員」について

## ■地域移行専門部会

- 地域生活支援拠点等整備促進について
  - ・市町村訪問について（アドバイザー派遣事業を活用）
- 新規事業「親なきあと支援体制構築事業」について
- 「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について
  - ・事例の追加
- 精神障がい者地域移行ワーキングとの連携について
- 住宅確保の課題検討のための居住支援協議会との連携について

## ■子ども部会

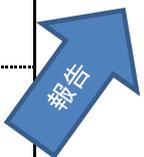
- 障がいのある子どもに関する現状把握及び分析について
- 障がいのある子どもへの支援における地域の課題や対応策について
- 障がいのある子どもへの支援におけるとの連携について

## ■精神障がい者地域移行ワーキング

- ピアサポーター活動の検討
- 居住の場の確保に向けた取組の検討 等

# 2019年度 自立支援協議会 開催スケジュール (案)

委員の任期	2019年												2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
自立支援協議会 H30.10.1 ～ R2.9.30	「大分県障がい者計画」(冊子)送付														
市町村担当者会議 -	実績・計画 照会 集計	地域生活支援拠点等整備の促進等のため、各市町訪問(アドバイザ一派遣事業活用) (圏域内の相談支援・研修部会等委員にも出席 要請予定)	第1回 協議会 (1日)												
相談支援・研修部会 H31.1.1 ～ R2.12.31				第1回 部会 (26日)								第2回 部会			
地域移行専門部会 H30.7.1 ～ R2.6.30					(合同開催) 議題： 地域生活支援 拠点等整備							第2回 部会			
精神障がい者 地域移行ワーキング 【精神保健福祉班】 H30.4.1 ～ R2.3.31				第1回 (3日)								第4回			
子ども部会 H31.3.1 ～ R3.2.28												第1回 部会	第2回 部会		



### 参考〈平成30年度の取組内容〉

自立支援協議会	地域生活支援拠点等整備の促進、市町村の課題等の検討、大分県障がい福祉計画の進捗状況報告、大分県障がい者計画
相談支援・研修部会	圏域会議の開催、地域生活支援拠点等整備の促進
地域移行専門部会	大分県居住支援協議会との連携、大分県障がい者計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討
精神障がい者地域移行W	ピアサポート・養成、研修の企画等
子ども部会	部会の設立

## ◆県内アドバイザー派遣事業

市町村における自立支援協議会の運営の円滑化・活性化のため、県から市町村自立支援協議会等に県内アドバイザーを派遣する。

### ○ 期待される効果

- ・自立支援協議会の運営に関するアドバイスや他の地域の現状をアドバイザーから直接聞くことで、当該地域の自立支援協議会の活性化に繋がる
- ・専門的な事案で、行き詰まっている案件について、各分野の専門家からアドバイスをもらうことで、当該地域の課題解決に繋がる

### ○ 事業の仕組み

#### ①県内アドバイザーの定義

- ・県内における各分野の専門家等を「県内アドバイザー」と位置づける。
- ・資格要件等は求めず、自立支援協議会の活性化のために有用なアドバイスをする専門家に依頼する。
- ・アドバイザーは、県自立支援協議会の委員又は委員の推薦を受けた者の内、事務局(県障害福祉課)から依頼する。

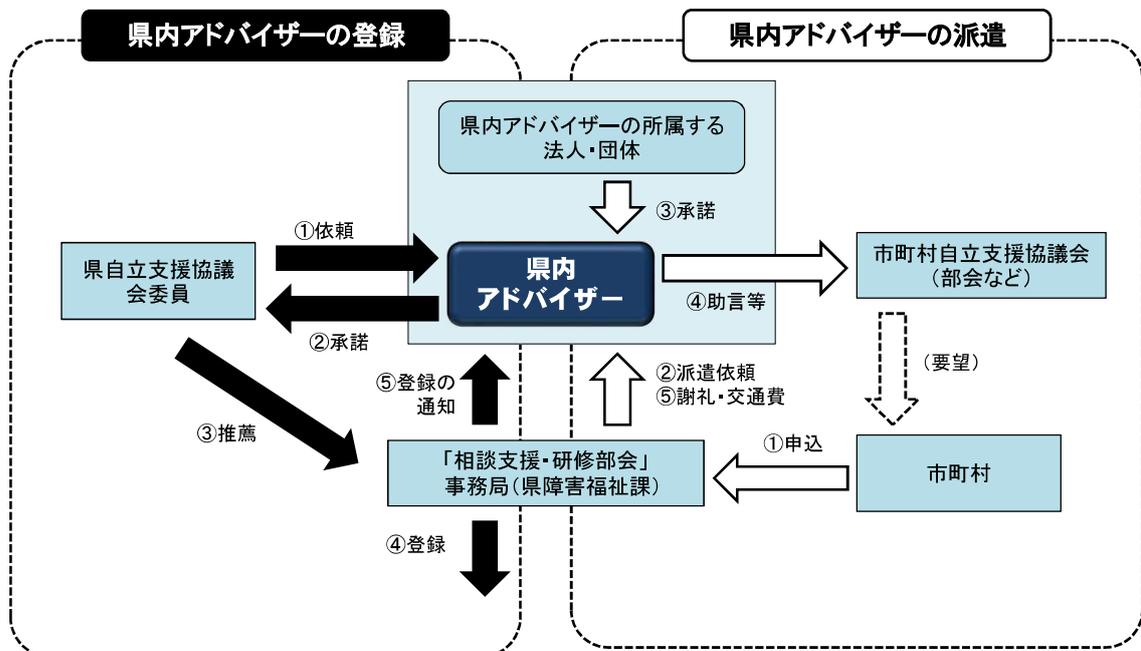
#### ②県内アドバイザー名簿

- ・アドバイザーの氏名、所属、アドバイスが可能な分野及び派遣が可能な地域を記載した名簿を作成し、必要に応じ情報開示を行う。

#### ③派遣までのながれ

- ・市町村からの申込みにより、相談支援・研修部会及び県はアドバイザーを市町村自立支援協議会に派遣する。
- ・アドバイザーは、自立支援協議会の運営方法や専門的な内容について助言する。

## ◆県内アドバイザーの登録と派遣の流れ



## 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援をおこなうことにより地域における相談支援体制等の整備を推進することを目的とする。

### (業務内容)

第2条 本事業のアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 第6条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等をおこなうこと
  - ア 協議会の運営支援に関すること
  - イ 地域で対応困難な事例に関すること
  - ウ 相談支援専門員のスキルアップに関すること
  - エ その他必要な事項に関すること
- (2) 相談支援専門員の人材育成に関する企画に参画すること
- (3) その他、大分県自立支援協議会相談支援・研修部会にて協議をおこない必要と認めた業務

### (連携)

第3条 本事業の運営にあたっては、市町村の他、必要な関係機関・団体と連携・協力しながら事業を推進する。

### (アドバイザーの登録)

第4条 大分県自立支援協議会相談支援・研修部会長（以下、「部会長」という。）は、次の各号に該当するものの中からアドバイザーを選任する。また、アドバイザー名簿を作成し、必要に応じて情報開示をおこなうものとする。

- (1) 地域における相談支援体制整備について実績を有するもの
- (2) 相談支援その他の障がい者等の支援について相当期間の経験及び見識を有するもの
- (3) 所属団体・機関等の利益に優先し、障害者ケアマネジメントの資質向上のために尽力できるもの

### (派遣申し込み)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書（様式1）を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主管課長あてに提出する。

- 2 市町村障がい福祉主管課長は前項の申し込み意見に意見を付し、部会長に提出する。

### (派遣決定)

第6条 部会長は、前条第2項の提出があった場合、第1条の目的及び第2条の業務内容に合致するかを判断し、アドバイザー派遣をおこなう。

### (報告及び連絡、調整)

第7条 部会長は、第2条の業務について、報告を受け、連絡及び調整を図るため、アドバイザーが出席する会議を招集し、開催する。

- 2 部会長は、大分県自立支援協議会において、活動報告をおこなう。

### (秘密の保持)

第8条 本事業実施にあたって、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

### (運営)

第9条 本事業については、事業運営の委託をおこなうことができる。

### (その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別途定める。

### 附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

## 平成30年度アドバイザー派遣事業の実施状況について

### ○ 杵築市地域自立支援協議会 専門部会（就労支援・子ども支援・生活支援）

平成30年9月26日（水） 14:00～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）  
石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会を定期的に開催するため、協議内容の設定とその運営方法についての助言及び委員への意識向上を図るため

支援内容： 自立支援協議会委員及び専門部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・「別府市自立支援協議会の取り組み」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 36名（杵築市事務局職員含む）

### ○ 佐伯市地域自立支援協議会 サービス等利用計画部会

平成30年11月22日（木） 14:00～

派遣アドバイザー： 石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び運営方法についての助言

支援内容： 自立支援協議会サービス等利用計画部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 13名（佐伯市事務局職員含む）

### ○ 竹田市自立支援協議会

平成31年3月1日（金） 13:30～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）  
青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び地域生活支援拠点等整備について

支援内容： 自立支援協議会委員に対する研修

- ・「別府市自立支援協議会の取り組みの紹介」
- ・「地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 25名（竹田市事務局職員含む）

### ○ 大分県における地域生活支援拠点等の整備促進、 必要な機能の強化・充実のためのブロック会議 【厚生労働省・大分県共催】

平成30年9月27日（木） 10:00～

派遣アドバイザー： 村上 和子 氏（大分市）  
青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 地域生活支援拠点等の積極的な整備や、必要な機能の強化・充実に資するため

支援内容： 市町村職員、事業所・施設の担当職員に対する事例発表

- ・「別府市における地域生活支援拠点等の整備について」
- ・「大分市における地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 64名

## 議題 2

### 地域生活支援拠点等整備について

地域生活支援拠点等（行政説明）

昨年度の取組

今昨年度の取組

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

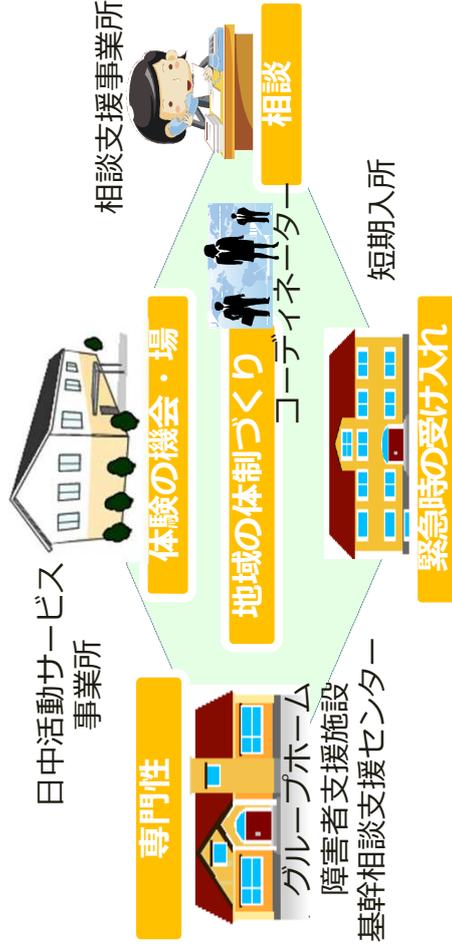
### 市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確保・連携
- ② 拠点等における課題等の把握・活用
- ③ 必要な機能の実施状況の把握

#### 多機能拠点整備型



#### 面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

# 地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

## 趣旨

平成29年7月7日

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

## 整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

## 必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
  - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
  - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
  - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

## 運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならぬ。

## 市町村・都道府県の責務と役割

### 【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

### 【必要な機能の充実・強化】

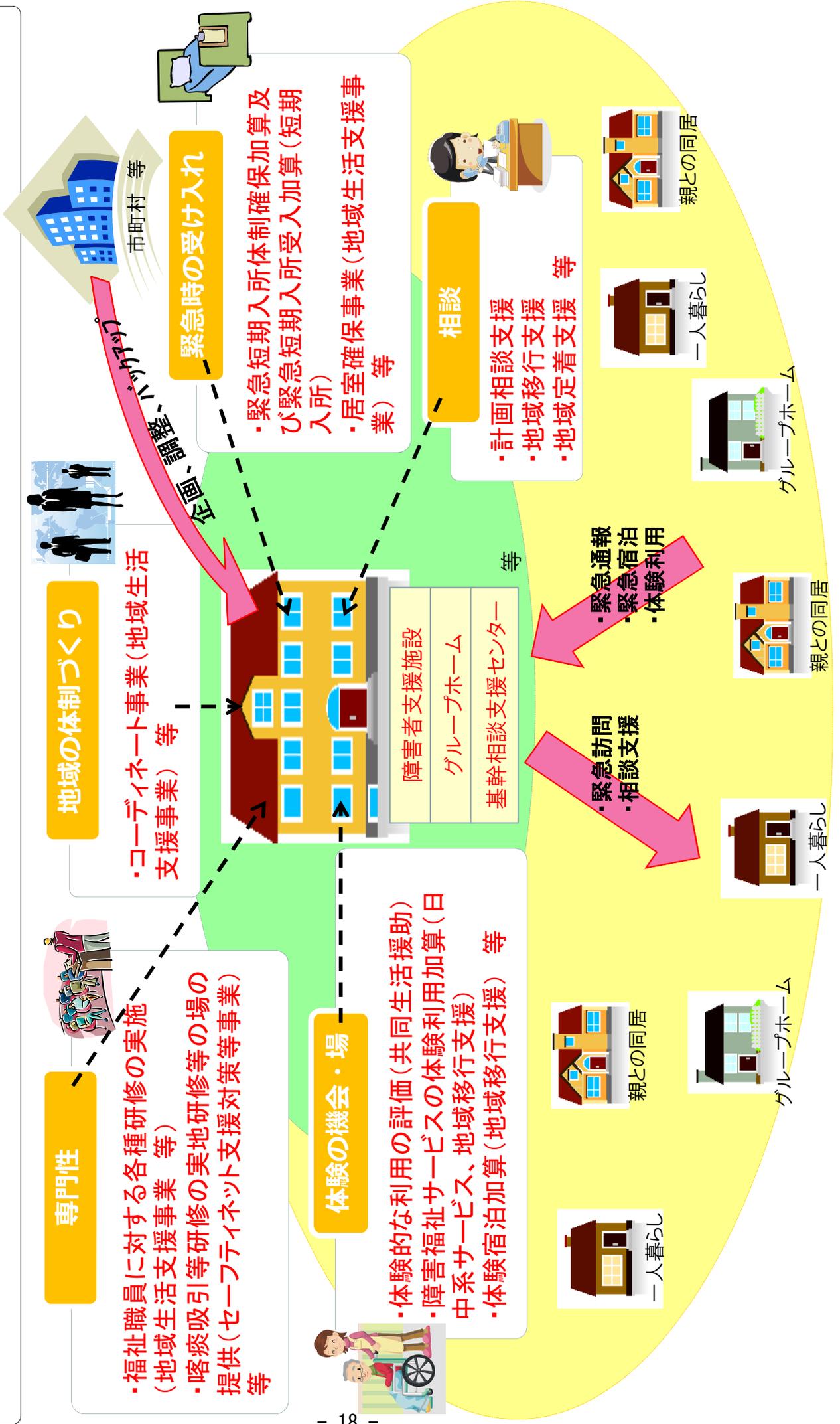
- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
  - 効果的な運営の継続
    - ・ 市町村の定期的な評価
    - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

### 【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

# 地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。





# 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じ、整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域  
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域  
 （全国：1,718市町村、352圏域）

## 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

## 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

## 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）  
 +50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

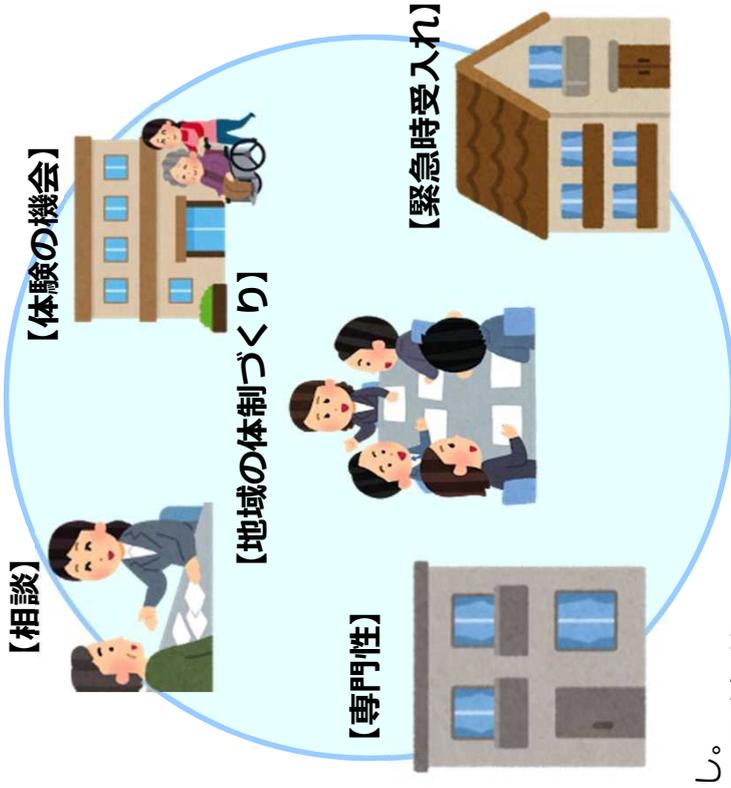
## 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

## 【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

## 地域生活支援拠点等



**大分県における地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の  
強化・充実のためのブロック会議（厚生労働省共催）  
～ 議 事 次 第 ～**

平成30年9月27日(木) (会場:別府市役所)

事 項	時 間	説 明 者
<input type="checkbox"/> 開 会	10:00～10:05	大分県障害福祉課長 二日市聖子
<input type="checkbox"/> 挨拶（行政説明）	10:05～10:45	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官 片桐 公彦
<input type="checkbox"/> 事 例 発 表（2事例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備済自治体： 別府市</li> <li>・ 整備済自治体： 大分市</li> </ul>		
1 自治体名：別府市	10:45～11:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別府市障害福祉課 主任 櫻井 健</li> <li>・(社福)農協共済別府リハビリテーションセンター 相談支援専門員 青山 昌憲</li> </ul>
質疑	11:15～11:25	
2 自治体名：大分市	11:25～11:55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市障害福祉課 主査 則次 祐介</li> <li>・(社福)シンフォニー 理事長 村上 和子</li> </ul>
質疑	11:55～12:05	
<input type="checkbox"/> 昼 食 休 憩		
座席移動（学校形式から演習形式へ）	13:05～13:10	参加者全員で行う
3 意見交換会に際しての留意点、質問への回答	13:10～13:40	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
4 意見交換会	13:40～15:10	グループ分けによる意見交換
<input type="checkbox"/> 休 憩		
5 各グループ、各市町村による発表（振り返り）	15:20～16:20	7グループ×5分 17自治体分：17分～25分
6 事例発表、意見交換会への総評（ワークシートの取扱い等）	16:20～16:35	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
座席移動（演習形式から学校形式へ）	16:35～16:40	参加者全員で行う
<input type="checkbox"/> 閉 会		

## 平成30年度 圏域会議の実施状況について

---

東部圏域： 10月25日（木） 14：00～16：00  
別府市役所 5階大会議室  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 20名

中部圏域： 10月26日（金） 10：00～12：00  
大分市障がい者相談支援センター  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 17名

南部圏域： 10月18日（木） 14：00～16：00  
佐伯市役所 2階 203会議室  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 6名

豊肥圏域： 10月26日（金） 14：30～16：30  
豊後大野市本庁 1階 会議室102  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 9名

西部圏域： 10月30日（火） 14：00～16：00  
日田市役所 7階 中会議室  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 15名

北部圏域： 10月31日（水） 10：00～12：00  
中津市教育福祉センター 中会議室A・B  
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 13名

地域生活支援拠点等の整備の現状及び今後の課題・計画 【圏域会議まとめ】

H30年10月

圏域	市町村	整備状況 H32年度 まで	現状	今後の課題・整備計画
東部	別府市	●	・4つの基幹相談支援センター(校区割)を拠点として位置づけ、拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりについては整備済。 ・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済とした。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・拠点の主な機能である②緊急時の対応③体験の機会・場④専門性について、協議を進めていく。 ・世代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	杵築市	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済とした。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	国東市	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済とした。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	姫島村	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済とした。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	日出町	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済とした。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
中部	大分市	●	・H30.9.1「大分市障がい者相談支援センター」運営開始。 ・拠点事業の運用において、複数法人(18法人)による協力体制を構築している。	・365日対応することとなったが、24時間の相談支援体制の構築は職員の負担が大きい等から困難であると判断し、24時間365日対応の相談支援体制が今後の検討課題。
	臼杵市	○	・自立支援協議会が活発に取り組める体制であり、市内事業所間の連携も取りやすい状況にある。 ・大手の法人が入所施設を運営しているため、活用できないか検討している。	・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	津久見市	○	・相談体制は、社会福祉協議会や相談支援事業所のおかげで電話での24時間体制はできている。 ・行政や社会福祉協議会等とも一緒に協働できる体制は整っている。	・障害者入所施設が一切なく、ショートステイにも市内では対応できない。精神専門医がいない。
	由布市	○	・障害者入所施設の提供体制が充実している。 ・中学校区圏域で3カ所整備するの、市内で1カ所に整備するかの検討中。	・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	佐伯市	●	・市相談支援センターを核とした地域生活支援拠点の面的整備は達成。佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員を配置。相談支援事業所と障がい者就業・生活支援センター、介護保険包括支援センターが1つの施設に設置されているため、障がい者が関わるサービス等の連携が容易となっている。	・佐伯市の現状における課題や今後の活動等について、検討を行う場がない。 ・人材の確保。
豊肥	竹田市	○	・3障がい(身体、知的、精神)別に相談支援を委託しており、事業所間の連携が薄い。 ・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備についての情報共有ができていない。	・市内に点在する社会資源の洗い出しを行い、既存施設の役割の検討が必要。 ・社会福祉協議会と連携して拠点整備を進められないか検討していきたい。
	豊後大野市	○	・自立支援協議会の各部会での議論が行いやすい体制が出来ている。 ・身体、知的、精神の障がいに対応出来る入所や短期入所の施設があり、緊急時の受入れ体制の整備が可能と考えられる。	・特定相談支援事業所を増やし、地域の相談体制でサービス提供体制の現状を確認、必要なサービス量の把握等ができる体制づくり。 ・事業所における専門職等の人員確保が困難。
	日田市	○	・重症心身障がい児者を対象としたグループホーム、短期入所、生活介護の機能を備えた施設が、H30年4月から運営開始。	・障がい者の高齢化・重度化や「朝起き後」に備え、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築を図る。
西部	九重町	○	・施設・事業所などの社会資源が少なく、町単独での整備は困難である。玖珠郡(九重町・玖珠町)内での連携が必要。これまでも、玖珠郡(九重町・玖珠町)での合同で自立支援協議会を開催。	・玖珠郡内(玖珠町、九重町)で「相談」、「体験の機会・場」の機能は既存の事業所により対応可能。 ・地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していく。
	玖珠町	○	・平成29年度より、基幹相談支援センターを開所し、中津市の相談体制の中心として機能し、相談支援専門員のスキルアップを目的に研修会の開催もしている。 ・短期入所は2事業所あるものの、知的・精神障がい者に対応する事業所がないため、市内の福祉ホームや他市の事業所に頼らざるを得ない状況。	・知的・精神障がい者を受け入れることができる短期入所先の確保が必須。 ・基幹相談支援センターにコーディネートをしてもらう中で、夜間・休日時の体制整備が必要。
	中津市	○	・相談支援事業所と連携が取れている。	・社会資源の不足。
北部	豊後高田市	○	・相談支援事業所と連携が取れている。	・社会資源の不足。
	宇佐市	○	・緊急時には特定相談支援事業所と市が対応・調整し、市内事業所や医療機関に受入をお願いしている。	・コーディネートを行う機関がないため、地域定着支援を活用し、特定相談支援事業所がコーディネートとなり緊急時の対応を行うことを検討。 ・短期入所事業所はあるが、他市からも利用希望者が多く確保が困難。
計		3	15	

令和元年度 地域生活支援拠点等整備促進 市町村訪問日程表

市町村	開催日	時間	アドバイザー
日田市	7月4日(木)	10:15～12:00	青山 昌憲 石川 博一
国東市・姫島村	7月5日(金)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
津久見市	7月8日(月)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
竹田市	7月11日(木)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
臼杵市	7月17日(水)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
九重町・玖珠町	7月19日(金)	13:30～15:30	石川 博一 -
豊後大野市	7月23日(火)	13:30～15:30	石川 博一 角 令子
中津市	7月24日(水)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
別府市	7月25日(木)	10:00～12:00	- -
豊後高田市	7月26日(金)	13:30～15:30	首藤 辰也 石川 博一
杵築市	7月29日(月)	13:30～15:30	首藤 辰也 青山 昌憲
宇佐市	7月30日(火)	13:30～15:30	首藤 辰也 -
日出町	8月2日(金)	13:30～15:30	首藤 辰也 石川 博一
由布市	8月7日(水)	13:30～15:30	青山 昌憲 石川 博一
佐伯市	8月19日(月)	13:30～15:30	- -
大分市	8月27日(火)	9:30～11:30	- -

## 議題 3

### 障がい福祉関係新規事業について

親なきあと支援体制構築事業

医療的ケア児支援体制構築事業

I C Tの活用等による障がい者の在宅就労支援事業

障がい者芸術推進体制整備事業

# “親なきあと”の不安解消とサービス体制の構築

こんな声が…

子どもはまだ小さいけど、先のことを考えると不安。  
どこで相談すればいいの？

一人暮らしは無理だし、生活の場はどうなるの？  
お金を残したいけど、誰が管理をしてくれるの？

就労できたとはいえ、親が亡くなったら日々の生活  
を見守ってくれる人が必要。

夜間や緊急時に、かけつけてくれる人がいると  
安心。

現状と課題・30年度の取組

## 現状

- ◇障がい福祉相談は市町村の委託を受けた相談支援事業所(38か所)が対応
- ◇「親なきあと」などの総合的な相談には対応できていない
- ◇保護者が亡くなった後は地域生活支援拠点等のネットワークが重要な機能を果たす

## 課題

- ◆「親なきあと」の相談に対応できる窓口が市町村に整備されていない  
※県社会福祉事業団は県内6か所で「親なきあと相談室」開設
- ◆地域生活支援拠点等の整備の遅れ  
地域生活支援拠点等は、日常の相談、緊急時の受入などを組み合わせた支援ネットワーク  
県内では大分市・別府市・佐伯市で整備済

そのためH30年度には

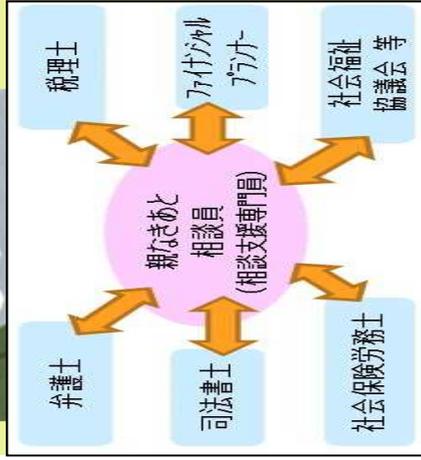
- ①「親なきあと」相談に対応する専門知識を整理  
＜参考＞県社会福祉事業団の研修内容等
- ②地域生活支援拠点等整備の働きかけ  
市町村担当者会議において説明 / 5月29日  
圏域会議で協議 / 10月中旬～下旬
- ③地域生活支援拠点等研修会の開催  
厚生労働省と共催 / 9月27日

「障がい福祉計画」にて、32年度末までに「各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1か所の地域生活支援拠点を整備することを基本」と規定

## 令和元年度以降の対策

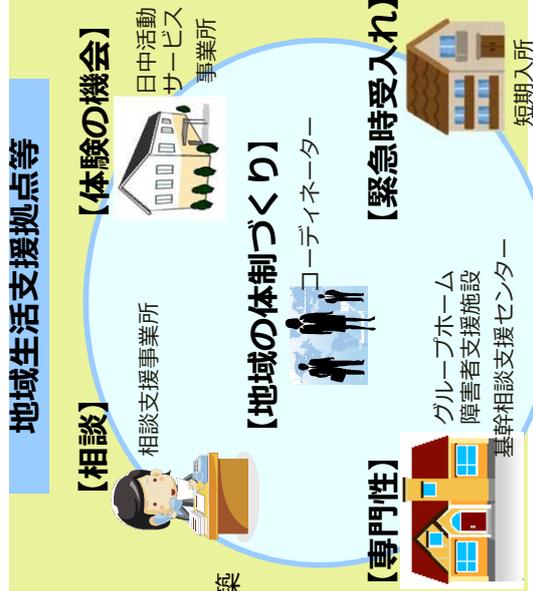
### いつでもどこでも相談できる体制づくり

- 「親なきあと相談員」の養成、活用
  - 相談支援専門員のスキルアップを図り、親なきあととの相談員として養成し、活用
  - 研修…将来住む場所、生活支援、お金の管理、医療費制度、相続・遺言など
- 相談者向けリーフレットの作成
  - ①各種制度説明版
  - ②保護者が書き込めるインディンングノート版



### 地域全体で支えるサービス提供体制づくり

- 地域生活支援拠点等整備の促進
  - 市町村による整備を支援
  - 地域生活に必要な支援の仕組みを構築
- ①相談体制
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受入れ・対応
- ④専門性
- ⑤地域の体制づくり
- 県・市町村自立支援協議会を活用しながら、各市町村の整備を個別に支援 (アドバイザー派遣等)



## 漠然とした不安を解消

相談 → 課題の整理 → あらかじめ準備

## サービス体制を構築

地域で暮らす支援体制や緊急時のサポート体制の構築 → 地域移行の促進

## ＜令和元年度「親なきあと相談員」養成研修＞

### ■目的

障がいのある子どもの親などが、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を軽減するため、「親なきあと相談員」を養成することにより、地域における相談体制の確立を図ることを目的とする。

### ■主催

大分県福祉保健部障害福祉課  
 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団

### ■研修対象者及び定員

- ・相談支援専門員（基幹相談支援センター又は市町村の委託を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が望ましい。）
- ・相談支援包括推進員（市町村の社会福祉協議会職員）  
 県内市町村 各1～4名程度
- ・社会福祉法人大分県社会福祉事業団職員  
 県内市町村 各1名程度

### ■カリキュラム（案）

1日目 【令和元年8月20日（火）予定】

時間	研修内容	講師
0. 5H	「親なきあと相談室開設の経緯について」	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 事務局長
2 H	「障がいのある子の家族が知っておきたい親なきあと」	「親なきあと」相談室主宰 【東京都】 行政書士 渡部 伸
1 H	「親なきあとの相談、質問事例」	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 事務局長
1. 5H	「親なきあと問題への対応について」	

2日目 【9月】

時間	研修内容	講師
2 H	「年金制度について」	社会保険労務士
1. 5H	「親なきあとに関わる税について」	税理士
2 H	「相続・遺言・成年後見制度について」	司法書士

3日目 【9月か10月】

時間	研修内容	講師
2 H	「ライフプランにおける親なきあとの収入と支出について」	ファイナンシャルプランナー
3 H	「親なきあとの相続について」	

4日目 【9月か10月】

時間	研修内容	講師
1 H	「日常生活自立支援事業の理解」	社会福祉法人大分県社会福祉協議会 大分県あんしんサポートセンター
1 H	「介護保険制度についての理解」	大分県福祉保健部高齢者福祉課職員
2 H	「親なきあと相談室 活動報告」	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 親なきあと相談員
1. 5H	「研修のふり返り」	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 事務局

### ■研修会場（予定）

- ・大分県総合社会福祉会館 4階大ホール（大分市大津町2-1-41）
- ・大分県社会福祉介護研修センター（大分市明野東3-4-1）

### ■受講料

無料

# 医療的ケア児支援体制構築事業

定義：医療的ケア児とは、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、在宅生活においても人工呼吸器の管理や胃ろうの造設による経管栄養などの医療的ケアが必要となる児を指す。

※歩ける医療的ケア児から専らきりの重症心身障がい児までおり、生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要。  
 (例) 気管切開部の衛生管理、人工呼吸器の管理、喀痰吸引、胃ろう・腸ろうからの経管栄養、中心静脈栄養 等

背景：障がい児通所支援事業所等で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児が障害福祉サービスが受けられない環境が生まれている。  
 ※全国の医療的ケア児は約1.8万人（H29厚労省推計）

## 現状・課題

### 国の動向

○医療的ケア児の支援に向け児童福祉法を一部改正（平成28年6月）

児童福祉法第56条の6第2項  
 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 国の取組

- H29～ 医療的ケア児への支援を総合調整する者を養成  
 医療的ケア児等コーディネーター養成事業開始（都道府県事業への補助）
- H30～ 医療的ケア児支援に向けた障害福祉サービス報酬改定  
 通所支援事業所等における看護職員配置加算の創設等

### 県内の状況

- 第1期障がい児福祉計画に医療的ケア児への支援を記載  
 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、関連機関が課題解決に連携して取り組む。
- 医療的ケア児の人数は142人と推計（厚労省がH29推計を基に各都道府県毎を推計）
- 受入が可能な事業所の状況  
 短期入所（宿泊）93施設中10施設 医療的ケア児10人が利用  
 通所支援（日帰り）92施設中11施設 医療的ケア児48人が利用
- 保護者の声



・看護師常駐の安心して預けられる事業所が少ない  
 ・休日や長期休暇時に受け入れももらえない施設が少ない  
 ・自分が病気になる時や緊急の用事ができた時に子どもが入所できる施設が近隣にない  
 ・相談できる相手がない

福祉サービスや相談支援の充実を望む声が多い  
 福祉サービス充実希望：71.4%  
 相談支援充実希望：60.0%

(特別支援学校に在籍する医療的ケア児の保護者アンケートより 調査対象113件、回収数40件)

## 取組

医療的ケア児と障害福祉サービスのマッチング強化及びニーズに応じたサービスの充実に向けて下記に取り組む

### 医療的ケア児と障害福祉サービスのマッチング強化

○医療的ケア児等コーディネーターの養成（国庫1/2）

対象：各市町村保健師、相談支援専門員 等 20人  
 内容：医療、福祉、本人理解等の基礎知識、支援体制整備に関する座学及び計画作成や事例検討の演習等  
 座学2日、演習2日（計画作成、事例検討）

### 医療的ケア児が利用可能なサービスの充実

○受入拡充に向けた医療機関等の掘り起こし

対象：医療機関等（南部、豊肥地域を中心）  
 内容：小児科医等に対して空床型短期入所事業の開設を打診  
 既存の通所支援事業所に対して受入時の報酬等を説明

圏域	入所	通所
東部	3	2
中部	4	8
南部	0	0
豊肥	0	0
西部	2	0
北部	1	1
計	10	11

○受入拡充に向けた研修会の実施

対象：事業所開設を検討する医療機関及び新規受入を検討する事業所  
 内容：医療機関等に対して支援の基礎知識や支援事例などの研修を実施

○受入拡充に必要な設備整備等への助成

対象：新規開設や既存の事業所で医療的ケア児を受け入れる事業所  
 内容：受入拡充に必要な医療用ベッドやたんの吸引器等の備品購入等に対する補助  
 上限1,000千円 補助率1/2

### 医療的ケア児を支援するための連携体制の構築

○医療的ケア児への支援のあり方の協議

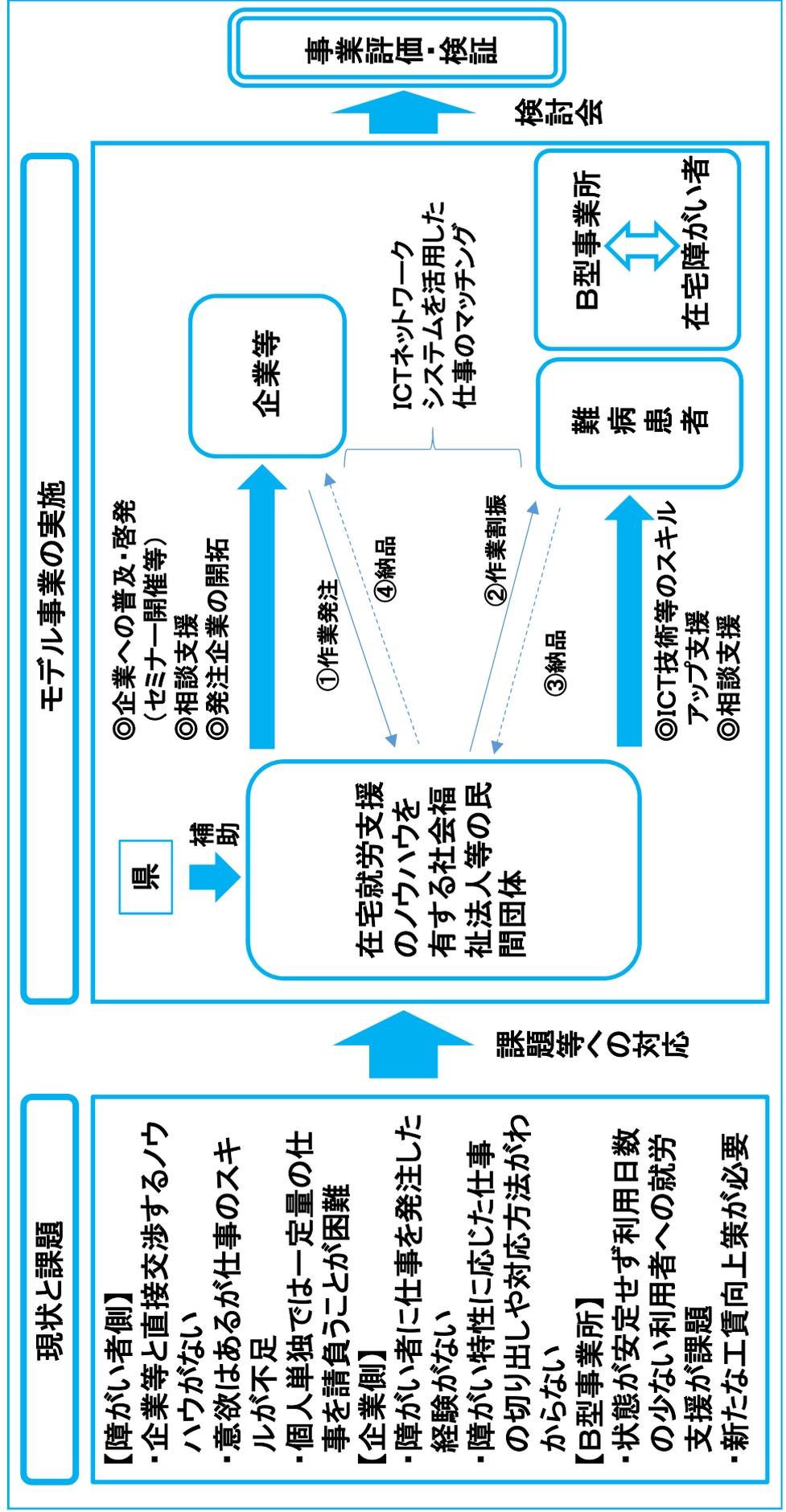
医療的ケア児への支援に携わる保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連絡調整、意見交換の場を設け、連携体制を構築  
 (自立支援協議会子ども部会で協議)

# ICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業

## 目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障がい者や難病患者に対し、ICT(情報通信技術)を活用して在宅で就労できる支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障がい者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

## 事業内容



# 障がい者芸術推進体制整備事業

## 障がい者芸術・文化の現状

○本県を取り巻く現状

(1)「障がい者の芸術活動支援に関する提言(H28.3)」

- ①身近な地域で芸術活動を行うことができる環境の整備 ⇒ 相談支援、支援する人材の育成
- ②芸術性の高い作品の評価・発掘、県内外への紹介支援 ⇒ 展示機会の確保、商品化

(2)障がいアーティストの活動

元気のできるアート！実行委員会と建設業協会との連携(工事現場での作品展示)等

(3)障害者文化芸術活動促進法(H30.6月施行)における地方公共団体の責務

自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策の実施

(4)全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会(H30.10～11月)

国民文化祭と一体開催、全市町村で障がい者芸術関連事業を実施

○国の障害者芸術文化活動普及支援事業(H29～)

・障がい者の芸術文化活動の普及・支援に関するノウハウを有する「こみっとあーと」(杜福)みずほ更生センター)が以下に関する事業を実施

- ①相談窓口設置
  - ②創作活動支援
  - ③調査・発掘・発表の機会の確保
- (H30は都道府県が実施主体となり、同センターに補助)

## 障がい者芸術文化活動の普及に向けた拠点づくり

- ① 自立・社会参加・生きがいづくりの支援
- ② 障がい福祉・芸術に精通した人材育成・活用
- ③ 福祉の枠を超えた芸術文化ネットワーク拡大
- ④ 「美術」と「舞台芸術」の取組推進

相談支援、人材育成

障がい者芸術文化の振興を担う中核組織として

(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団内に

『おおいだ障がい者芸術文化支援センター(仮称)』を設置

(2019.秋開設予定)



県立総合文化センター  
(ichihiko総合文化センター)



県立美術館  
(OPAM)



おおいだ国際交流プラザ

## おおいだ障がい者芸術文化支援センターの主な取り組み

### 相談窓口開設

・事業所等から制作環境づくり、鑑賞方法等に関する相談への支援業務

### 交流・人材育成

- ・アートアシスト研修 (文化施設、福祉事業所等の職員対象)
- ・障がい者アーティストによる小学生向けワークショップの開催
- ・地域におけるネットワークづくり

### 鑑賞の機会／発表の機会／創造の機会

- ・障がい者アート作品の常設展示
- ・企画展の開催(2020年2月) / ときめき作品展等の同時開催
- ・音楽と科学レクチャー(視覚障がい者向け)
- ・オープンアトリエの開催(福祉事業所3カ所、特別支援学校2カ所)

### 情報収集・情報発信

- ・制作者及び作品の調査発掘
- ・HP、SNSによる県内障がい者アート情報の発信による認知度向上

その他

- ・誰でも楽しめる映画館事業(10月)(詳細検討中)
- ・県内事業所公募展「ときめき作品展」(2月)

## 議題 4 自由討論



## 議題 5 その他

地域移行・地域定着支援事例集

# 地域移行支援・地域定着支援の利用実績(H30年度)

単位:人

	地域移行			地域定着		
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	身体障がい	知的障がい	精神障がい
大分市	6	1	5	6	2	4
別府市	6		6	43	5	30
中津市	1		1	0		
日田市	0			8	1	7
佐伯市	2		2	0		
臼杵市	5		5	2		2
津久見市	3		3	0		
竹田市	0			0		
豊後高田市	0			1	1	
杵築市	2	1	1	1	1	
宇佐市	3		3	8	1	7
豊後大野市	1		1	0		
由布市	0			0		
国東市	1		1	4		4
姫島村	0			0		
日出町	1		1	1		1
九重町	1		1	0		
玖珠町	2		2	1		1
計	34	1	32	75	11	56

\*年度をまたいで支給決定を受けている場合は、それぞれの年度に計上しています。